

報道資料

令和 3年 8月25日
産業・観光・雇用振興部
企業立地推進課 企業誘致係
担当：奈良 吉田
ダイヤル：0742-27-8813
又は内線：3585

奈良県宿泊施設立地促進補助金を創設しました!!

奈良新「都」づくり戦略に掲げた、令和7年度までに宿泊客室数を12,000室にする目標を達成し、滞在型観光をより一層促進するため、県内にホテル・旅館を新築される事業者を対象として、**「奈良県宿泊施設立地促進補助金」**を新たに創設しました。

本年度については、**令和3年8月25日より、周知期間を設定、事前相談を開始。**
令和3年10月1日（金）から10月29日（金）まで事業計画の申請を受け付けます。

期間内に受け付けた事業計画を審査した後、令和4年1月頃に計画の認定を予定しています。
(令和4年2月から令和5年3月末までに着工する事業が申請対象となります。)

奈良県宿泊施設立地促進補助金の概要

- 補助対象者 **宿泊施設(建物)の所有者**
- 補助対象地域 **県内全域**
- 補助率 用地に係る経費を除く**投資額の5%**
- 補助上限額 **最大2億円**
(客室数100室以上、かつ平均客室面積20㎡以上の場合。それ以外は上限1億円)
- 補助金の交付には下記の要件をすべて満たす必要があります。
 1. **ホテル・旅館の新築**であること。(簡易宿所等は対象外)
 2. 客室数が**30室以上または収容人員が100人以上**であること
 3. 投資額が**5億円以上**(南部東部地域は**3億円以上**)であること
 4. 1～3の要件を満たし、**着工前に知事の認定**を受けていること
 5. **事業認定年度の翌年度末までに着工し、着工後3年以内に操業を開始**すること。
※県の他の補助制度・利子補給との併用は不可。
- 操業開始後は、ホテル・旅館として**10年間操業を継続**していただく必要があります。

※ 申請が多数となった場合は、宿泊施設の客室数や客室面積等により審査を行い、補助事業者を決定。